

市民の声（6月分）

意見 4	<p>R2. 6. 8 空き地の管理について</p> <p>隣の空き地が森のようになっており、害虫(ハチ、ヘビ、モグラ)等が出てきている。これに対し、市から毎年のように地主に対して文書を送付してもらっているものの全く管理されない状態。しまいには道路まで雑草が伸び、道が狭くなり、大変危険。(子供達の通学路にもなっているため)庭にドッグランを作っているが、害虫が隣の土地から来るため、危険で使えない。地主を見かけた時に言われたのは、畑をやっているから草刈りに来る時間が無い、近所なんだから気になるなら勝手にそっちでやってとのことでした。それって管理する気がないということですよ。このような地主に対して文書送付しか出来ない市のやり方もどうかと思いますが。</p> <p>空き地管理に関する罰則の導入！他の市町村ではやってるところもあるとのこと。罰則がすぐには難しければ文書送る以外に地主が空き地を管理するようないい方法を考えるべき。</p>
回答	<p>R2. 6. 25 環境管理課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、ご意見をいただきました空き地の管理についてお答えいたします。</p> <p>＊ ＊様からご指摘のありました空き地につきましては、土地所有者へ適正な管理をするよう文書を送付するとともに、土地所有者の自宅を訪問し、雑草の刈取り等について指導しました。土地所有者からは、できるだけ早期に雑草を刈取るとの回答をいただいております。</p> <p>また、この空き地は、市街化調整区域の農地で地目は畑であり、農地の適正管理の観点から、農業委員会等においても土地所有者宅を訪問し、遊休農地の解消と適正管理を図るよう指導しました。</p> <p>なお、空き地等の適正管理を行わない土地所有者に対して罰則を導入すべきとのこと。ご意見につきまして、今回の市街化調整区域内の農地については、上記のように、市農業委員会と連携し、農地の適正かつ効率的な利用を図るよう所有者へ指導することで対応してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>